



平成 29 年 4 月 19 日

各 位

上場会社名 株式会社 JMS
 代表者名 代表取締役社長 奥窪 宏章
 (コード番号 7702 東証第1部)
 問合せ先 執行役員経営管理本部長 遠藤 正樹
 TEL 082-243-5844

株式併合、単元株式数及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成29年4月19日開催の取締役会において、単元株式数の変更（1,000株から100株に変更）及び定款一部変更について決議するとともに、平成29年6月開催予定の第52回定時株主総会に株式の併合（2株を1株に併合）に係る議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式の併合

(1) 併合の目的

東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」に関して、平成27年12月17日に「売買単位の100株への移行期限の決定について」を公表し、全ての国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を平成30年10月1日を移行期限として、100株に統一することを目指しています。

当社は、東京証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を100株に変更するとともに、単元株式数の変更後においても証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5万円以上50万円未満）とするために、2株を1株に併合することを決定いたしました。

(2) 併合の内容

①併合する株式の種類

普通株式

②併合の方法・比率

平成29年9月30日の最終の株主名簿に記載された株主様の所有株式数を基準に、2株につき1株の割合をもって併合いたします。

③併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成29年3月31日現在）	49,466,932株
株式併合により減少する株式数	24,733,466株
株式併合後の発行済株式総数	24,733,466株

(注)「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数及び株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

(3) 併合により減少する株主数

平成29年3月31日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主数	4,713名(100.00%)	49,466,932株(100.00%)
2株未満	177名(3.75%)	177株(0.00%)
2株以上	4,536名(96.25%)	49,466,755株(100.00%)

※ 上記株主構成を前提として株式併合を行った場合、2株未満の株式を所有されている株主様177名（所有株式数の合計177株）は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能です。具体的なお手続きについては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は後記の当社株主名簿管理人にお問合せください。

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 併合の条件

平成29年6月に開催予定の当社第52回定時株主総会において、本株式併合に係る議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

上記「1. 株式の併合（1）併合の目的」に記載のとおり、全国証券取引所が発表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を尊重し、単元株式数を1,000株から100株に変更するものであります。

(2) 変更の内容

平成29年10月1日をもって、当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更の条件

平成29年6月に開催予定の当社第52回定時株主総会において、本株式併合に係る議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款一部変更

(1) 定款変更の理由

上記「1. 株式の併合」及び「2. 単元株式数の変更」に伴うものであります。

なお、本定款変更は、会社法第182条第2項及び第195条第1項の定めに基づき、株主総会における定款一部変更の決議を経ずに行うものであります。

(2) 変更の内容

当社の定款は、上記「1. 株式の併合」を内容とした本株式併合に係る議案が、平成29年6月に開催予定の当社第52回定時株主総会において承認可決されることを条件に、平成29年10月1日をもって、以下のとおり変更いたします。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。

4. 主要日程

取締役会開催日 平成 29 年 4 月 19 日

取締役会開催日（株主総会の招集の決議） 平成 29 年 5 月

定時株主総会開催日 平成 29 年 6 月

株式併合の効力発生日 平成 29 年 10 月 1 日（予定）

単元株式数変更の効力発生日 平成 29 年 10 月 1 日（予定）

※ 上記のとおり、本株式併合及び単元株式数変更の効力発生日は平成 29 年 10 月 1 日ですが、株式の
売買後の振替手続の関係で、株式会社東京証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変
更される日は平成 29 年 9 月 27 日です。

以 上

添付資料

（ご参考）単元株式数の変更及び株式併合についての Q & A

(ご参考)

単元株式数の変更および株式併合についてのQ & A

Q 1. 単元株式数の変更、株式併合とはどのようなことですか。

- A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会での議決権の単位および証券取引所での売買単位となっている株式数を変更することです。今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。
- また、株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少数の株式にすることです。今回当社では、2株を1株に併合いたします。

Q 2. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか。

- A 2. 東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」に関して、平成27年12月17日に「売買単位の100株への移行期限の決定について」を公表し、全ての国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を平成30年10月1日を移行期限として、100株に統一することを目指しています。
- 当社は、東京証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を100株に変更するとともに、単元株式数の変更後においても証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5万円以上50万円未満）とするために、2株を1株に併合することを決定いたしました。

Q 3. 株主の所有株式数や議決権はどうなりますか。

- A 3. 株主さまの株式併合後の所有株式数は、平成29年3月31日の最終の株主名簿に記載された所有株式数に2分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます）となります。
- また、議決権数は併合後の所有株式数100株につき1個となります。
- 具体的には、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日（平成29年10月1日（予定））の前後で、所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

< 2株を1株に併合 & 単元株式数を100株に変更 >

	実施前		実施後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例①	1,000株	1個	500株	5個	0株
例②	1,100株	1個	550株	5個	0株
例③	1,025株	1個	512株	5個	0.5株
例④	200株	0個	100株	1個	0株
例⑤	181株	0個	90株	0個	0.5株
例⑥	1株	0個	0株	0個	0.5株

株式併合の結果、1株に満たない端数株式（以下「端数株式」といいます。）が生じた場合（上記の例③、⑤、⑥のような場合）は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を各株主さまの有する端数の割合に応じてお支払いいたします。このお支払金額（端数株式相当分の処分代金）は、平成29年12月上旬頃にお送りすることを予定しております。

効力発生前のご所有株式数が2株未満の場合（上記の例⑥のような場合）は、株式併合により、すべてのご所有株式数が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。

Q 4. 併合後の1株に満たない端数が生じないようにする方法はありますか。

- A 4. 今回の株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増しまたは買取りをご請求いただくことにより、1株未満の端数が生じないようにすることも可能です。具体的な手続きについては、お取引の証券会社または後記株主名簿管理人までお問合せください。

Q 5. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値への影響はありますか。

A 5. 今回の株式併合により株主さまの所有株式数は2分の1となりますが、株式併合の前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式1株あたりの資産価値は2倍になります。従って、株式市況の変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主さま所有の当社株式の資産価値に影響が生じることはありません。なお、株式併合後の株価につきましても、理論上は株式併合前の2倍となります。

Q 6. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受取る配当金への影響はありますか。

A 6. 今回の株式併合により株主さまの所有株式数は2分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあっては、併合割合を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただくこととなりますので、業績変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主さまの受取配当金の総額に影響が生じることはありません。但し、株式併合により生じた端数株式につきましても、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 7. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

A 7. 次のとおり予定しております。

取締役会開催日 平成29年4月19日

取締役会開催日(株主総会の招集の決議) 平成29年5月

定時株主総会開催日 平成29年6月

株式併合の効力発生日 平成29年10月1日(予定)

単元株式数変更の効力発生日 平成29年10月1日(予定)

Q 8. 株主は何か手続きしなければならないのですか。

A 8. 特段のお手続きの必要はございません。

【お問合せ先】

株式併合および単元株式数の変更に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または下記特別口座の口座管理機関(株主名簿代理人)にお問合せください。

株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

連絡先 〒541-8502 大阪府中央区伏見町三丁目6番3号

電話 0120-094-777 (フリーダイヤル)

受付時間 平日9時から17時(土・日・祝日等を除く)

以上